

追加ライセンス購入規約

本規約は、当方が販売するソフトウェアの追加ライセンス品を購入した者(以下、甲とする)と販売者(以下、乙とする)との間の契約内容に関する規約です。
追加ライセンス品をご注文いただいた時点で本追加ライセンス品購入規約に同意されたものとみなします。

1. 規約の適用範囲について

- (1)追加ライセンス品の購入・使用・返却などの利用に関して甲と乙との間に一切の係争に適用します。
- (2)乙は、甲への事前の通知、そして同意なしに本追加ライセンス品購入規約を変更・改定することができるものとし、当該変更・改定は本サイトに変更・改定後の規約内容を掲載したときから有効になります。

2. インストールCD/DVDの貸し出し・返却・期間について

- (1)乙は教材購入後甲にソフトウェアインストールのためインストールCD/DVD等を貸し出す。
- (2)甲はインストールCD/DVDを5日間以内に乙に返送する。貸出期間の開始日と返却日の定義は以下に定めるとおりである。
 - (a)開始日
宅配会社が、甲の指定した住所に最初にインストールCD/DVD等を配達した日とする。
甲が品物を受け取った日ではない。
配達時間については考慮せず、何時でも同じ日として扱う。
 - (b)返却完了日
甲が返却のため乙宛品物を発送した日を返却完了日とする。
発送時間については考慮せず、何時でも同じ日として扱う。
- (3)貸出時の送料については乙が、返却時の送料は甲が支払う。
- (4)貸出期間内に品物を返却しなかった場合、1日遅延するにつき1万円を甲は乙に支払う。
- (5)乙は原則教材購入時の1回だけインストールCD/DVD等を甲に貸す。
購入後60日以内であれば事情によって再度貸出をする。
その際の送料は甲が負担する。
購入後60日を過ぎても事情によって貸出を検討するが確約するものではない。
貸出をした場合、3000円を乙に支払う。そして送料は甲が負担する。
- (6)甲は貸出時の品物が全て揃った状態で返却する。紛失した時については4項に定める。

3. インストールCD/DVD等貸出品使用時の注意事項

- 甲は以下に定める注意事項を守り、インストールCD/DVD等の貸出品を使用する。
以下に定めた事項以外でも、故意に乙に損害をもたらすような行為があった場合は、それにより発生した損害を補償する。
- (1)インストールCD/DVD等貸出品は複製しない
 - (2)プロダクトID1つにつき1台のパソコンにしかソフトをインストールしてはいけない
 - (3)甲の使用のみを認めるもので、第三者への貸し出し・営業目的で使用しない
 - (4)その他、ソフトウェアメーカーの定めた使用承諾書に従うこと

4. インストールCD/DVD等貸出品の破損・紛失等について

甲はインストールCD/DVD等貸出品を破損させたり・紛失したりなど再度利用できない状態とした場合は発覚から2週間以内に乙に新品を購入して弁償するか、新品購入価格を支払う。
但し、書類が少し破れるなど使用上起こりうる軽度な破損等の場合は弁償をする必要はない。

5. 免責事項について

- (1)追加ライセンス品の使用について、甲もしくは第三者が起こす事故・怪我などの損害・不利益に対して乙は一切の責任を負うものではない

6. 規約違反について

貸出品の未返却や遅延金の未払い等、甲が本規約に違反した場合は乙は遵守してもらうためいかなる手段をとってもいいこととする。
場合によっては個人情報等の公開をして督促することもある。

7. その他

- (1)インストールCD/DVD等貸出品が全て貸出中の場合は甲は予約して待つこととする。